

## 利用料金表【短期入所療養介護】

令和8年4月1日現在

(単位：円)

区分	費目	若水ケアセンター		はびねすケアセンター		
		個室	多床室	ユニット型個室		
介護給付に関わる費用	基本料金 (一日あたり)	介護費(1割)	要介護1	753	830	836
			要介護2	801	880	883
			要介護3	864	944	948
			要介護4	918	997	1,003
			要介護5	971	1,052	1,056
		夜勤職員配置加算		24		24
		食費	第1段階	300		300
			第2段階	600		600
			第3段階①	1,000		1,000
			第3段階②	1,300		1,300
			第4段階	1,700		1,700
		居住費	第1段階	550	0	880
			第2段階	550	430	880
			第3段階①	1,370	430	1,370
			第3段階②	1,370	430	1,370
	第4段階		1,728	437	3,000	
加算料金 (一日あたり)	サービス提供体制強化加算	I	22		22	
		II	18		18	
		III	6		6	
	個別リハビリテーション実施加算		240		240	
	療養食加算	(1日3回を限度)	8		8	
	重度療養管理加算		120		120	
	送迎加算	片道	184		184	
	緊急短期入所受入加算	(開始後7日に限る)	90		90	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	I	51		51	
	介護職員等処遇改善加算	II	(介護給付に関わる費用×7.1%)		※食費・居住費を除く	
生産性向上推進体制加算	II(月あたり)	10		10		

(単位：円)

	介護度	利用者負担段階	若水ケアセンター		はびねすケアセンター
			個室	多床室	ユニット型個室
日額料金 (基本料金のみ)	要介護1	第1段階	1,627	1,154	2,040
		第2段階	1,927	1,884	2,340
		第3段階①	3,147	2,284	3,230
		第3段階②	3,447	2,584	3,530
		第4段階	4,205	2,991	5,560
	要介護2	第1段階	1,675	1,204	2,084
		第2段階	1,975	1,934	2,387
		第3段階①	3,195	2,334	3,277
		第3段階②	3,495	2,634	3,577
		第4段階	4,253	3,041	5,607
	要介護3	第1段階	1,738	1,268	2,152
		第2段階	2,038	1,998	2,452
		第3段階①	3,258	2,398	3,342
		第3段階②	3,558	2,698	3,642
		第4段階	4,316	3,105	5,672
	要介護4	第1段階	1,792	1,321	2,207
		第2段階	2,092	2,051	2,507
		第3段階①	3,312	2,451	3,397
		第3段階②	3,612	2,751	3,697
		第4段階	4,370	3,158	5,727
要介護5	第1段階	1,845	1,376	2,260	
	第2段階	2,145	2,106	2,536	
	第3段階①	3,365	2,506	3,450	
	第3段階②	3,665	2,806	3,750	
	第4段階	4,423	3,213	5,780	

※ 上記金額以外に、クラブ活動費(クラブ活動に使用する材料等)、日常生活費(趣味的活動に使用する材料等)、健康管理費(インフルエンザ予防接種等に係る費用等)、理美容料を実費徴収いたします。

また、日常生活費(石鹸、シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、歯磨き粉、歯ブラシ、化粧品、バスタオル、おしぼり類)として一日150円を徴収いたします。

その他、電気使用料・洗濯代・文書料・領収書再発行代等有り。

\*表中の介護給付費負担金額は1割負担額です。所得額により負担額が2割もしくは3割の場合もあります。

### 《利用者負担段階》

第1段階 ……生活保護受給者。市民税世帯非課税で老年福祉年金受給者及び預貯金等が1000万円(夫婦で2000万円)以下の方

第2段階 ……市民税世帯非課税で、本人の年金収入額とその他合計所得金額が80万9千円以下及び

預貯金等が650万円(夫婦で1650万円)以下の方

第3段階① ……市民税世帯非課税で、本人の年金収入額とその他合計所得金額が80万9千円超120万円未満及び

預貯金等が550万円(夫婦で1550万円)以下の方

第3段階② ……市民税世帯非課税で、本人の年金収入額とその他合計所得金額が120万円超及び

預貯金等が500万円(夫婦で1500万円)以下の方

第4段階 ……上記以外の方